

あるC級戦犯の手記

峠道

田中勘五郎著

著者との契約
により検印廃
止致します。

昭和54. 2. 5 印刷
昭和54. 2. 10 初版発行

峠道

定価 二、〇〇〇円

著者 田中勘五郎
発行者 佐藤扶記

102 東京都千代田区飯田橋三十七ー一四

発行所

彩光社

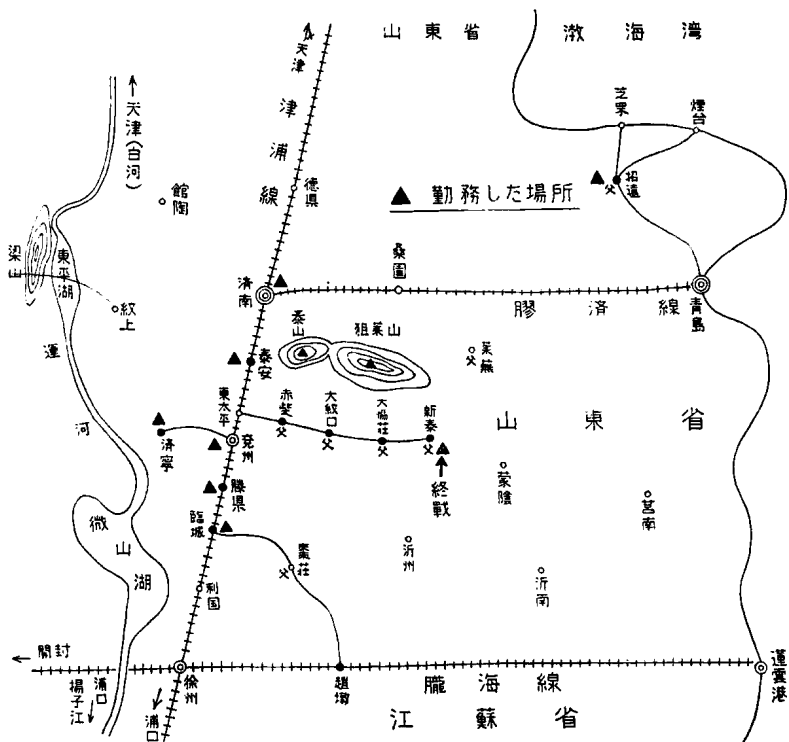
振替 東京五十一九三九七六番
電話 (二六二) 五三八六番

峠道

あるC級戦犯の手記

田中勘五郎 著

峠道の舞台になった山東省





田中勘五郎（著者）

川上義秋（現長野県浪合村々長）

正信偈
 歸命無量壽如來
 南無不可思議光
 法藏菩薩因位時
 在世自在王佛所
 覩見諸佛淨土因
 國土人天之善惡

此の經は、阿彌陀佛の誓願と、これに
 依るものなり。其の要は、信願行の
 三法に在り。信とは、阿彌陀佛の
 名を信ずること。願とは、阿彌陀
 佛の國に往生すること。行とは、
 阿彌陀佛の教に依りて修むこと
 なり。此の三法を具へば、阿彌陀
 佛の國に往生すべし。此の經は、
 阿彌陀佛の誓願を説くものなり。
 其の要は、信願行の三法に在り。
 信とは、阿彌陀佛の名を信ずる
 こと。願とは、阿彌陀佛の國に
 往生すること。行とは、阿彌陀
 佛の教に依りて修むことなり。

上は獄中の写経文

下は写経文の裏に書いた記録

まえがき

台湾、沖縄まで米軍に占領された大東亜戦争は、日本内地に上陸の様相を呈し、昭和二十年八月七日、広島市に、八月九日、長崎市に、あの悪魔の化身のような恐ろしい原子爆弾を投下した。

八月十五日、日本軍は連合軍に対して、無条件で降参のやむなきに至り、昭和十二年七月に始まった日華事变から大東亜戦争という長い戦争に終止符がうたれた。

連合軍は、戦争犯罪者処罰規則というものを制定し、日本内地では日本の警察を指揮して、戦犯狩りが行なわれ、その容疑者は陸海軍の将官、政治家、皇族、部隊長など、なかでも特に特高、諜報を担当し、大いに活躍していた憲兵が続々と逮捕されているという噂が流布され、在支憲兵は戦々恐々としていた。

済南憲兵隊隷属下の各分隊、分遣隊でも、特高、諜報工作を担当していた憲兵の動搖ははげしく、なかには逃亡する者、知り合いの日本商社員に変装する者、在支日本人居留民団に偽名潜入し、帰国を画策する者など、すでに隊長の命令も用にたたないありさまであった、というより隊長、分隊長のなかにも、自分自身の安全を図る者もいた。

皇軍の師表と自負していた憲兵ではあったが、この混乱の渦中に巻き込まれ、平常心は失ない、どうしたらいいのか、自分自身の処置が出来ないような者も出て来た。

世界の歴史を考えると、世界は戦争の歴史であるともいえる。毎日のように、どこかで、どこかの国とどこかの国が戦争をしたり、抗争を続けているのが世界である。

国際法や国際慣例でどんなことを決めているか、ひと度戦争が始まれば、そんな法規や慣例など、木っ葉微塵にふっ飛んでしまい、鉄砲をもった狂人が暴れ回る、それが戦争である。

戦争というものは、国と国との戦いであるが、実際に戦うのは人間と人間、それも下士官兵、である。

連合国の将兵にしても、広島や長崎に原子爆弾の投下を命じた者、実行をした者を始め、戦地に於ても多くの日本軍の将兵、日本人に対して、殺戮、暴虐行為をして来ているわけであるが、その者は裁かれず、敗者だけが裁かれるとは考えられないが、日と時間が経つにつれ、北京や天津地区の憲兵が続々として戦争犯罪容疑者として逮捕されているというので、半信半疑であったことが霧散し、それをそのまま信ぜざるを得なくなった。

昭和二十一年二月二十二日、待ちに待った復員の朝、山東省済南站で乗車出発の待機中、私は山東省第二綏靖区司令部に戦争犯罪容疑者として逮捕拘置された。

拘置されはしたが、戦争犯罪者とは、一体どんな行為が該当するものか全く解らない。解らないから想像が幻想となって掴みどころがなくなり益々解らなくなってしまった。

逮捕された以上ジタバタしても仕方がない。とに角、世界史上で、はじめて制定された戦争犯罪者が、どのようにして裁かれてゆくのか、その事実だけは、どうしても記録して置かなくてはならないと思い、なんとかそれを書き残す方法はないものかと考えたが、ただ書いて置くだけでは、いつか司直の目に触れて没収されることは必定である。没収されてしまえば、元も子もなくなるばかりか逆に罰を科せられるかも知れない。

仏教国であるから、経本なら所持を許可するかも知れない、そうとすれば写経をして、ひそかにその裏に記録しておけば或いは大丈夫かも知れないと思った。

拘留されたあと、隊本部からの、朝夕の食事の差し入れが許可されて連絡がとれるようになった。差し入れに來た紀兵長に、硯、筆、墨、紙、鉛筆と何宗でもいいから経本を見つけて差し入れしてくるよう頼んだ。数日後、紀兵長は硯などの他に、

「仏教勤行義」他二冊の経本を差し入れてくれた。読んで見たが、菩薩とか、南無阿弥陀仏くらいは判るがあとは全然解らない、経文の内容が今更解って見たところが始まらない。

経本と硯筆を拘留所長に差し出して、写経をしたいから許可してくれるように頼んでみた、よいことであるといって所持許可書まで作ってくれた。

昭和二十一年四月、北支の空は風も春めいて來たので、

「妙法蓮華經觀世音菩薩普門品偈」という経文の写経を始めた。差し入れて貰った紙が洋紙だったので、毛筆で写経して、その裏に鉛筆で毎日の記録を書くことにした。表は毛筆なので裏に書いた記録は見えない。

十数日かかって全文を写経し、毎日の出来事を記録し、袋綴じにして拘留所長に提出したら、看守長が検閲済という大きい丸い判をおして持つて来てくれた。大願成就である。その後上海監獄に移管後もつづけて書きつづけた。

昭和二十四年二月四日、上海戦犯監獄から巣鴨戦犯拘留所に移管されたとき、衣類は勿論、所持品全部を領置されてしまった。数年に亘って書いて來た記録が水泡に帰してしまふ、なんとかならないものかと、監房事務室にいる同囚のリーダーに相談すると、必要な理由を書いて拘留所長に願ひ出たはというので、

仏教徒として毎朝毎夕必読する経本であつて、中国監獄でも検閲済となり、所持の許可を得ていた大切な経本である、身体から離したことがないので所持させてくれるように頼んだら、五日後に全部

返してくれた。

写経本を解き、裏側の記録を見ると、薄い鉛筆書きなので判読するようになるところもあるが、なんとか記憶が戻って来て、断片的な個所でも連続させることは容易であった。

人違いで処刑された人、責任回避の上官の顔、刑場に引かれてゆく死刑囚の重い足枷の音、既決囚となつて中国人の收容されている監獄に移され、鞋工場で働らかされているとき、中国囚人と喧嘩をしたことなどがありありと目の前に浮かんで来てならなかった。

連合国の戦争犯罪裁判の状況をきくと、大部分が、連合軍側の将兵に対する殺害、殴打、暴行、虐待など、戦争当事国がお互いにやっていたことで裁かれ、どう考えても報復にすぎないようなものばかりであった。しかし中国に於ける裁判は、連合国の裁判と同一視出来ない。

それは日本と中国との長い歴史から考えてみればよく判ることである。

中国は元寇の昔から、日清、日露戦争、第一次欧州大戦、満州事変、そして日支事変、大東亜戦争と、長い間つねに日本に虐げられ、迫害を受け、苦汁を飲まされつづけて来た国と民衆である。

その民衆は日本と日本人にどのような怨念を持っているか、その怨念の強さは中国の民衆でなければ解らないかも知れない。

中国関係の戦犯は、そうした民衆が傍聴している中で裁かれなければならなかった。

そこには、正当公平の裁判を求める方が無理で、正当公平というものは遙か彼方にある動かしきとは出来なかった。

民衆も裁判官も、日本人のだれかがやったことは、日本人のだれかが責任をとるのは当然だと口外していた。無理もないこととは思ふが、それが中国戦争犯罪者裁判であったことを知っていたのだと考えるとすえに拙文を綴った次第である。

峠道

(あるC級戦犯の手記)

目次

著者の勤務地の地図……二

著者と同僚……三

著者の写経と日記……四

まえがき……五

逮捕から納屋生活（自昭和二六、三六）……一五

無条件降伏……一六

戦犯指名……二四

納屋生活……三〇

無責任な隊長……四二

審判闘争（自昭和二六、三二）……四九

小便壺……五〇

発火器の発見……五七

訊問開始……六二

武山中尉と田中准尉……七八

起訴第一号……九一

釈放金論争……九五

人の情け……一〇二

法定弁護人……一〇六

死刑の判決第一号……一一〇

金で減刑……一一八

死刑執行……一二三

有期十二年の判決……一二五

既決囚……一三四

既決囚と鞋工場

(自昭和二三、一四、九)……一四一

殴った男が看守……一四二

剃頭と囚衣……一四六

女囚房が目の前……一五六

漢奸から差し入れ……一六三

しょ(塩)うがない……一六七

謀者 龔宏義と再会……一七七

工場勤務……一八五

工場ボスに昇格……一九一

上海監獄に移管命……二〇三

さよなら山東省……二二三

上海監獄から祖国に（自昭和二三、二四、二六、二七、二八、二九）……二二九

はじめての入浴……二二〇

農場開拓と獄中文芸……二二五

再会……二三四

伊達氏との奇遇……二三七

フグの刺身……二四六

濟南関係の人々の帰国……二五三

妻から離婚の申し出……二五六

祖国に移管命令……二五九

航海と横浜港……二六二

巢鴨拘置所から故郷へ（自昭和二四、二五、二六、二七、二八、二九）……二六七

戦禍の跡を巢鴨へ……二六八

『すかも新聞』に労役……二七三

はじめての面会……二八三

GIの恋人と死刑……二八八

記録を執筆……	二九二
名づけ親……	二九五
ほんとうの重労働……	三〇〇
調布の農作業……	三〇四
再審聴問……	三一六
仮出所の許可……	三二一
罪人故郷に帰える……	三二七
起訴書の訳文と判決文……	三三五
判決文の訳……	三三七
戦犯容疑者判決一覧表……	三四二
あとがき……	三四六

装
幀

石
山
道
夫

逮捕から納屋生活

(自昭和
至昭和
三二、
三三、
三六)